

## 永平寺町自治会管理防犯灯補助金交付要綱

平成 28 年 2 月 1 日

告示第 85 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、自治会において設置及び管理する防犯灯について、その設置に係る費用の全部又は一部を補助することにより防犯灯の整備を図り、もって安全で明るいまちづくりに資することを目的とする。

### (補助対象)

第 2 条 この補助金の交付対象は、自治会内に新規で設置する LED 防犯灯の設置費用（支柱も含む）、または、LED 以外の防犯灯から LED の防犯灯に変更する設置費用に対し助成する。ただし、その LED 防犯灯の電気料や修繕費、支柱の修繕費については、自治会の負担とする。

### (補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、LED 防犯灯を設置する費用額を助成する。ただし、その費用額が 100,000 円を超えた額については、自治会の負担とする。

### (交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする自治会（以下「補助申請自治会」という。）は、永平寺町補助金等交付規則（平成 18 年規則第 38 号 以下「交付規則」という。）第 3 条の規定により、町長に申請しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第 5 条 町長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めた場合は補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の決定をしたときは、交付規則第 4 条第 2 項の規定により、補助申請自治会に通知するものとする。

### (補助金の交付決定の取消及び返還)

第 6 条 町長は、補助申請自治体が交付規則第 17 条第 1 項の規定に該当すると認められるときは、補助の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定に該当することが判明した場合、既に交付された補助金について交付規則第 18 条の規定により補助申請自治会にその補助金の返還を命ずることができる。

### (完了報告)

第 7 条 補助申請自治体は、申請の LED 防犯灯が設置された場合には、その設置に要した費用の支払いをした証を添えて、交付規則第 13 条の規定により町長に提出しなければならない。

### (補助金の請求)

第 8 条 補助申請自治会は、前条の完了報告が提出され、交付を受けようとするときは交付規則第 16 条の規定により、町長に提出しなければならない。

### (補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年2月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年2月1日から施行する。